

社会福祉法人における法人税非課税扱い堅持を求める意見書

社会福祉法人は、社会福祉事業という公益性の高い事業を実施する非営利法人であり、その非営利性や公益性に鑑みて、運営に当たって強い公的規制を受ける一方で、税制の優遇措置を受けてきた。

このような中、政府の税制調査会が本年6月に取りまとめた「法人税改革について」では、社会福祉法人などの公益法人等に対する課税の抜本的な見直しを行う必要があると指摘し、特に介護事業のように民間事業者との競合が発生している分野においては、経営形態間での課税の公平性を確保していくとの理由により、社会福祉法人に対する非課税措置の見直しが必要であるとしている。

今後とも、社会福祉法人が市場原理のみでは満たされないニーズへの対応など、国民の暮らしを守るための社会福祉制度のセーフティネットとしての役割や、地域における公的法人としての役割を維持し、さらに高めていくためには、現行の社会福祉法人に対する税制上の優遇措置を継続することが何より必要であり、これまで地域社会の福祉を担ってきた社会福祉法人に対する安易な財政確保の視点での法人税課税は日本の社会福祉制度を根幹から揺るがすものと憂慮される。

よって、国においては、地域における福祉基盤を安定的に維持していくため、社会福祉法人に対する非課税の見直しを行わないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月17日

栃木県日光市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣

あて